

台風時（暴風・特別警報等発表時）における研修会等の対応について

教育庁島尻教育事務所

（令和6年4月17日 所長決裁）

台風接近時における島尻教育事務所主催の研修会の対応は、下記のとおりとする。
なお、本件は研修実施に関する本事務所の対応であり、台風接近による特別休暇の付与とは異なるものであるので、研修中止時の勤務動態については、参加者本人の所属長に指示を仰ぐこと。

記

研修実施の有無

- （1）台風襲来による暴風・特別警報発表時には、バスの運行の有無に関わらず、原則として、本事務所の研修会等を行わないこととする。
- （2）研修当日に暴風・特別警報が解除された場合について ※下記表を参照
 - ① 研修当日の午前6時までに暴風警報が解除され、同時刻までにバスの運行が再開された場合は、予定通り研修会を実施する。
 - ② 研修当日の午前6時までに暴風警報が解除されたが、午前6時までにバスの運行が再開されない場合は、延期または中止とする。
 - ③ 研修当日の午前6時以降に暴風警報が解除された場合はバスの運行に関わらず、延期または中止とする。

	暴風・特別警報	バス運行	研修会
（1）	暴風・特別警報発表中		延期または中止
（2）_①	午前6時までに解除	有り	研修有り
_②	午前6時までに解除	なし	延期または中止
_③	午前6時以降に解除		延期または中止

- （3）その他の特別警報等が発表された場合も（1）、（2）に準ずる。